

「身体拘束ゼロ作戦推進会議」 の開催について

1. 趣旨

- (1) 介護保険法の施行に伴い、身体拘束が原則として禁止されたが、その趣旨を徹底し実効をあげていくためには、現場において身体拘束を廃止するための努力を重ねるとともに、それを関係者が支援していくことが重要である。このため、身体拘束の廃止に向けての幅広い取り組みを「身体拘束ゼロ作戦」として取りまとめ、関係者の協力の下でその推進を図ることとしたところである。
- (2) こうした趣旨を踏まえ、「身体拘束ゼロ作戦」を推進していくために、関係者において種々の取り組みを進めるための協議を行うことを目的として、「身体拘束ゼロ作戦推進会議（以下、「推進会議」という）」を開催するものである。

2. 協議事項等

- (1) 推進会議は、「身体拘束ゼロ作戦」を踏まえ、次のような取り組みについて協議を行うものとする。
 - 都道府県等における推進体制の整備
 - 「身体拘束ゼロへの手引き」の作成・普及
 - 「身体拘束ゼロシンポジウム」の開催
 - 身体拘束廃止を支えるハード面の改善 など
- (2) この他に、「身体拘束ゼロ作戦」を推進する観点から、身体拘束に関する意見・情報の交換などを行うものとする。

3. その他

- (1) 推進会議は、必要に応じ分科会を置くことができるものとする。
- (2) 推進会議の庶務は、厚生労働省老健局において処理する。

厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」メンバー

名 前	所 属
青柳 俊	日本医師会常任理事
◎井形 昭弘	愛知県健康科学総合センター長
市原 俊男	全国有料老人ホーム協会理事長
加藤 隆正	介護療養型医療施設連絡協議会会長
北 良治	北海道奈井江町町長
見坊 和雄	全国老人クラブ連合会副会長
斎藤 正男	東京電機大学工学部教授(テクノエイド協会福祉用具開発研究委員会委員長)
笹森 貞子	呆け老人をかかえる家族の会理事
高崎 絹子	東京医科歯科大学医学部教授
田中 雅子	日本介護福祉士会会長
鳥海 房枝	特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘副施設長
外山 義	京都大学大学院教授
中村 博彦	全国老人福祉施設協議会会長
橋本 泰子	大正大学人間学部教授
福島 弘毅	全国痴呆性高齢者グループホーム協会代表理事
堀田 力	さわやか福祉財団理事長
毛利 義臣	北海道保健福祉部部長
山口 昇	全国老人保健施設協会会長
山崎 摩耶	日本看護協会常任理事
吉岡 充	上川病院理事長・全国抑制廃止研究会会長
若林 統治	東京都保健福祉部部長

(敬称略、五十音順、◎は座長)

「介護保険施設で身体拘束をしないために」（抜粋）

1999年4月

社団法人 日本看護協会

平成11年3月31日付厚生省令で、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設等の運営基準に身体拘束の禁止規定が盛りこまれた。これまでの医療・福祉現場の実態から見て画期的なものと評価できる。

身体拘束が禁止されることは、利用者の人権擁護の観点のみならず、拘束が身体機能や心理状態を悪化させかねないことから当然のことである。しかし現場では、この基本は理解していてもなかなか実践が難しく、ケアの提供者の間のジレンマでもあった。

そこで、まず身体拘束をしないための基本的事項として、以下の3点を確認したい。

① 十分なマンパワーを確保する

身体拘束をしないためには、十分な数のスタッフを確保しなければならない。特に病棟・施設の特性に合わせた配置、夜間の手厚い配置が必要であり、政府はそれに見合う報酬や基準を担保するべきである。

② 責任者が決意し、全員で実行する

施設の責任者とケアの責任者が確固たる姿勢で「身体拘束をしない」ことを決意し、実行を推進する。責任者のゆるぎない態度が「そんなことできるのかしら」というスタッフの疑念と不安を解消する。

③ 拘束が必要な状態かどうかを再検討する

スタッフ全員でもう一度、身体拘束をすべき理由が本当にあるのか、身体拘束が入所者を苦しめていないか、アセスメントは正しいか、他に工夫はないかなどを再確認し、専門職にふさわしい知識と技術と倫理をもって身体拘束のない状況に向けての解決策を検討する。

身体拘束をしない取り組みは容易なことではない。サービス提供者ひとりひとりが強い意志をもって、これまでのケアのあり方を見直し、場合によっては考え方を変えなければならない。まさしく“挑戦”といって過言でない。

その努力の結果、入所者の状態は改善し、彼らは笑顔を頻繁に見せるようになる。私たちは、ケアする喜びを実感できるようになる。

以下の資料に、どのようにすればこの「身体拘束の禁止規定」が実現できるのか具体的な事例等を示す。運営基準の規定が世の中の理解を得て、実践されることを望みたい。

身体拘束をなくした事例集

痴呆性疾患療養病棟

K病院 35+36床：看護職員20名 看護助手22名

78歳 女性 病名：パーキンソン病、脳血管性痴呆（長谷川式スケール15点） K病院へ転院する前には、不安感が強くせん妄を頻回に起こしていた。突然立ち上がったたり徘徊したりするため、日中車いすに拘束されていた。関節に廃用性の拘縮が見られた。

【拘束はずしのための対応とその効果】

まずは、転倒に関する適切な評価を行い、スタッフ全員が共通の事故防止の認識をもつように話し合いを繰り返した。その結果、日中の刺激の低下→昼夜逆転→覚醒不良→せん妄→突然の立ち上がりや徘徊という悪循環が考えられた。また、左股関節痛のためリハビリテーションを拒否していた。

そこで、まず左股関節の痛みが軽くなるよう体位を工夫しながら、歩行練習を実施した。また日中の活動として、本人の好みである編み物を導入した。その結果、昼夜逆転の状況が改善し、不安も減少。衝動的な立ち上がりや徘徊が減少した。

精神的に安定したこともあって、歩行訓練も積極的になり、現在は一本杖歩行ができる。

87歳 女性 病名：慢性心不全、高血圧症、アルツハイマー型痴呆（長谷川式スケール11点） K病院へ転院する前には、上記身体症状のほか、頻回でしつこい訴えがあった。一般病棟で向精神薬の投与を受けており、食欲低下、歩行困難な状態であった。やがて誤嚥性肺炎を起こし、IVH管理となり、手首を拘束される。褥そうもでき、MRSAも検出される。主治医より気管切開と胃ろうが必要といわれたが、家族が疑問を持ち転院となる。

【拘束はずしのための対応とその効果】

まずは、向精神薬による医原性の弊害を排除するため、その使用を中止し、日中は起こすようにする。家族の情報から経口摂取のアセスメントを行い、その結果、食事を時間にこだわらず分けて経口摂取を試みる。あるいは屋外など食事場所の雰囲気を変える等の工夫を行う。しばらくして十分な量の食事を経口から確保できるようになりIVHをはずす。

しつこい訴えに関しては、尿意に関する訴えが中心であったため、おむつをはずしてトイレ誘導する。その他の訴えも多かったが、スタッフが順番を決めて対応するようにした。

やがて栄養状態も改善し、1日4回の褥そう処置により、褥そうもMRSAも消失する。ホールなどに常時出られるようになり、そこで好きな絵を描いたりするようになる。

現在は、訴えの多さはやや残るものの安定し、車いすを自走させ自分の関心のあることをすることができる。

療養型病床群

N病院 56床：看護職員12名 看護助手18名

83歳 女性 転入前の病院で癌による幽門狭窄のため手術をし、栄養状態の改善のため、IVHを行っていた。しかし高度の痴呆があり、IVHを再々自己抜去したため常時拘束されていた。転入当初、両手首は拘束のため皮膚が変色していた。

【拘束はずしのための対応とその効果】

病院の方針のもとで転入当日より拘束をはずした。医師、看護職員、介護職員のカンファレンスの結果、常にチューブを患者の視界の中に入れないようにすること、日中は患者に和式カーディガンを着てもらうこと、そして腕時計をしてチューブへの注意をそらすことなどを行った。また補液中は看護職員がそばで見守るようにした。

この方法により患者は補液ルートを抜去しなくなり、また家族も患者とゆっくり対話する時間が増えたと喜んでいる。

83歳 女性 長男夫婦と同居していた。老人性痴呆による徘徊行動がある。入院時より廊下、エレベーターなど、どこにいくか目が離せない状態であった。またナースの休憩室にも入り込み、コーヒーに入れるクリップを薬だといって自分の頭からかぶって叫んだりするようなさまざまな行動がみられた。

【拘束はずしのための対応とその効果】

本人が理解できる字で書いて説明し、ケアをスムーズに受け入れるよう配慮した。職員は患者が気分転換できるよう、できるだけ多くコミュニケーションをとるよう心がけた。

具体的には、エレベーターの前に“通行は危険なので注意”などの紙を貼り、患者が理解できるようにした。また危険性のない病棟内では自由に行動してもらい、時間ごとに交代で担当者が責任をもって見守るように努力した。

実行して3日ほどで効果があり、本人の目線で貼ってあった紙を理解し、危険な場所に入ることがなくなり精神的にも落ち着いた。

老人保健施設

A施設 120床：看護職員12名 介護職員32名

93歳 女性 五男夫婦と同居、長谷川式スケール10点。白内障のため全盲となる。前院の老人保健施設では全盲歩行が危険であるため転倒防止ということで、日中は車いすでベルト拘束され、夜間はベッド柵を張りめぐらされベッドから降りないようにされていた。またおむつをあてられていた。

【拘束はずしのための対応とその効果】

転入にあたって、改めてADLを徹底して評価した。まず歩行能力をアセスメント。この入所者は立位や介助歩行が可能であったので、視力障害があっても歩行器があれば安全に歩けると判断し実施した。その結果、行動範囲が広がり、他の入所者との交流を持つこともでき、明るさと笑顔を取り戻した。また排せつについて、おむつに頼らず、排尿・排便時の誘導、失禁パンツや尿取りパットの使用で対応が可能であることがわかった。

現在では、他の入所者に付き添われて歩く様子も見られ、日中の運動量も増え、生活のリズムもきちんとつづられている。また、おむつの常時使用にともなう不快感も消失し、夜間も不穏になることなく過ごしている。

72歳 男性 知的障害および痴呆症状がある。痴呆症状があり入退院を繰り返していたが、入院中に肺炎を合併し長期臥床となった。ベッド柵を乗り越え転倒したため、夜間は体をベルトで拘束され、日中は車いすに固定されていた。また弄便をし、おむつをはずすということで拘束着（つなぎ）も着用していた。

【拘束はずしのための対応とその効果】

夜間のベッドからの転落には床にマットを敷いて対応。弄便行為については、その都度対応するとともに、排泄パターンをチェック。朝食前に排便するという傾向が見られたので、その時刻になるべく早く対応することを開始した。また歩行能力をチェックしたところ、比較的安定していたので、積極的にトイレ歩行を促した。

抑制されることについてのストレスが消失したこともあり、2カ月過ぎたころより精神的に落ち着きを見せ、施設内で心地よさそうに過ごしていることが多くなった。

90歳 女性 独居、老人性痴呆、腰痛。孫の結婚に納得できず、以来家族関係が損なわれてきた。痴呆症状である妄想と攻撃的な態度がエスカレートし、自殺企図、暴力などが激しかった。家族は痴呆を認めながらも長年の精神的な葛藤により容認できない様子であった。家族のストレスを軽減させ、本人の精神面の安静を図るためのショートステイを行った。

【拘束をしないための対応とその効果】

入所当初は、不機嫌で暴力行為が見られた。アセスメントの結果、第一に薬の正しい内服をすること、第二に十分な睡眠をとってもらうこと、第三に本人が嫌がることは無理強いしないということを実行することにした。

入浴拒否があったが無理せず、本人の好きな「美容室に行っては？」との声かけにより実行できた。入所時は夜中に起きて恐いなどと訴えたが、サービスステーションに自宅で飼っていたペットを連れてくるとゆっくり休むことができた。

しばらくして落ち着きを取り戻し、またスタッフとも信頼関係ができた。入所の後半は機嫌よく過ごせたようである。

特別養護老人ホーム

Hホーム 利用者50名：看護・介護職員21名

88歳 女性 痴呆度Ⅲ。転入前の病院では弄便やおむつはずしが見られていたため拘束着（つなぎ）を1日中着用していた。

【拘束はずしのための対応とその効果】

入所時点では拘束着を着用していたが、拘束をしないという施設の方針に基づき普通の洋服に着替える。こ

の方針は家族の希望とも一致し、家族も協力的になった。

弄便やおむつはずしに関しては、再アセスメントを行い、おむつをしている違和感が原因と判明。紙おむつを吸収性のよい薄手のものに変えてみた。またかゆみにより皮膚を掻きむしることがあるため薬を頻繁に塗布し、かゆみを軽減するようにした。

現在でもおむつをはずす行為等はあるが頻度はかなり減り、十分対応できる。本人は不快感が減り満足している様子である。

73歳 男性 次男と同居、痴呆度Ⅳ。転入前の病院で徘徊が激しく暴力行為が見られたため職員が患者に対応しきれず、昼夜を問わず、徘徊が激しい時は拘束されていた。また夜間はベッド上で体幹拘束および両前腕を拘束帯で固定され、日中は車いすに固定されていた。

【拘束はずしのための対応とその効果】

入所時のアセスメントの結果、すべての拘束を取りはずし本人が自由に動けるよう精神的安定を図ることを目標とした。

まず本人が車好きであることから、スタッフとの外出のたびに本人が心ゆくまで車を見られるよう車内で過ごすことにした。また書くことに興味を持っているようなので、ペンと用紙を渡したところ、文字を書くことに熱中し、1～2時間は座って過ごすようになった。

家族に対しスタッフより、拘束をはずすことに伴う事故について、万全の努力をするが可能性があることと、ホームが生活の場である以上本人の自由が優先されることを伝え、家族の理解を得た。

約2カ月するころには本人も施設内での生活にも慣れ、暴力行為もなくなり、笑顔が見られるようになった。また、入所当初のように外に出ようとすることもなくなり、施設内で落ち着いている。

102歳 女性 長男夫婦と同居していた。痴呆度Ⅱ。入居前は自宅で家族に世話をしてもらっており、家族が拘束をするようなことはなかった。しかし、自宅では家族とは別の個室でひとりで生活しており、ほとんどの時間をベッドで寝て過ごし、時々ベッドから転落していた。

【拘束をしないための対応とその効果】

ベッドからの転倒、転落によるけがを防止するという目標を立てた。

そこで畳ベッド（高さ10cm程度の畳がはめ込めるベッド）を使用することにした。また誰かを呼びたい時故意にベッドより転落していたことがあったようなので、常に周囲に誰かがいるようにし、スタッフの声かけを増やし、安心感を持たせるようにした。また臥床時間は夜間と日中の本人が希望する時のみにし、なるべく車いすでいられるよう援助した。

自宅でよく転倒していたので家族はあまり心配をしていない様子であったが、拘束を行わないために生じる事故の可能性について説明すると、理解していただけた。

半月後には本人の状態は落ち着き、通常のベッドで対応することができるようになった。

『身体拘束ゼロへの手引き』をよりよいものにしていくためにも、皆様からのご意見を募集しております。お送りいただいたご意見は、今後この手引きの見直しや身体拘束ゼロ作戦を推進していくうえで参考にさせていただきたいと思います。

厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」

(ご意見の受付先：郵送またはファックスでお願いいたします)

厚生労働省老健局計画課内 「身体拘束ゼロ作戦推進会議」事務局あて

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

FAX 03-3595-3670

下欄にご自由にご記入のうえ、上記宛先までお送りください。

切り取り線

『身体拘束ゼロへの手引き』は、厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」に置かれたマニュアル分科会のメンバーにより執筆されたものである。

「身体拘束ゼロ作戦推進会議」マニュアル分科会メンバー

(敬称略)

<座長>

- ・山崎 摩耶（日本看護協会常任理事）

<委員> ※五十音順

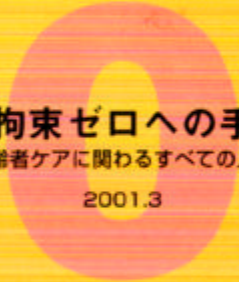
- ・内田恵美子（日本訪問看護振興財団事務局長）
- ・漆原 彰（全国老人保健施設協会副会長）
- ・高崎 絹子（東京医科歯科大学教授）
- ・田中とも江（上川病院総婦長）
- ・田中 雅子（日本介護福祉士会会長）
- ・鳥海 房枝（特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘副施設長）
- ・時田智恵子（特別養護老人ホーム湘南ベルサイド施設長）
- ・中川 翼（定山溪病院院長）
- ・永田久美子（高齢者痴呆介護研究・研修東京センター主任研究主幹）
- ・西元 幸雄（第二小山田特別養護老人ホーム施設長）
- ・橋本 泰子（大正大学教授）
- ・松下 明美（愛生会中央町温石病院病院次長）
- ・三宅 貴夫（京都南病院老人保健施設ぬくもりの里副施設長）

また、上記の分科会メンバーのほか、下記の方々にそれぞれの専門分野について、執筆または助言をいただいた。

- ・阿部 俊子（東京医科歯科大学医学部保健衛生学科助教授）
（9頁「身体拘束をめぐる各国の努力」）
- ・高村 浩（弁護士）
（26頁～「転倒事故などの法的責任についての考え方」）
- ・木之瀬 隆（東京都立保健科学大学作業療法学科講師）
- ・齋藤 芳徳（川崎医療福祉大学医療福祉環境デザイン学科専任講師）
- ・廣瀬 秀行（国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所
福祉機器開発部高齢障害者福祉機器研究室長）
- ・光野 有次（（株）無限工房代表取締役）
（30頁～「身体拘束をなくすための『車いす』や『いす』」）
- ・有吉 通泰（医療法人笠松会有吉病院理事長）
（42頁～「2. 現場での議論、工夫の積み重ねによる廃止」）

(敬称略)

* 身体拘束廃止の相談は、全国抑制廃止研究会（FAX 0426-54-4984）、日本看護協会（FAX 03-3400-8767）等の団体や、家族からの相談については「呆け老人をかかえる家族の会」（☎0120-294-456）が行っています。また、相談窓口を設置している都道府県もありますので、老人保健福祉又は介護保険担当部局にお問い合わせください。



身体拘束ゼロへの手引き

●高齢者ケアに関わるすべての人に●

2001.3

発行

厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」

事務局：厚生労働省老健局計画課内

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

TEL 03(5253)1111(代) FAX 03(3595)3670